

日時 令和7年1月31日（金）16時～
場所 市役所C棟3階 301号室

◇案 件

- 1 職員の懲戒処分について

◇出席者

総務部長、企画政策部長、議会局長、総務課長、地域振興課長、総務課長補佐

（お問合せ先）
氷見市 企画政策部
秘書広報課 広報担当
TEL 0766-74-8012 FAX 0766-74-0692

令和7年1月31日
総務部総務課

職員の懲戒処分について

1 対象職員

企画政策部地域振興課 主査（45歳）

（懲戒歴：令和6年5月30日に公用車を運転中に接触事故を起こしたにもかかわらず警察に報告せず、その後に道路交通法違反で罰金刑を受けたとして、令和6年11月6日に減給3月の懲戒処分を受けている。）

2 処分の内容

停職6月

3 処分理由

地域振興課が所管する「ひみ教育魅力化協議会」の令和4年度及び令和5年度の会計事務において、支出命令の決裁を受けずに支出を行った。また、現金を準備したにもかかわらず債権者への支払いを怠った。さらには、通帳から出金した現金をずさんに管理し一部を紛失した。加えて虚偽の内容の決算書を作成するなど虚偽公文書を作成した。

令和6年度には議会局において、一部会派の政務活動費の不明瞭な出入金を繰り返すなど、議会局職員として遂行すべき職務から逸脱した事務処理を勤務時間内に行い、職務専念義務に違反した。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の「法令順守義務違反」及び第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するものとして懲戒処分を行ったものである。

4 処分年月日

令和7年1月31日（金）

5 その他

同日付依願退職

職員の懲戒処分にかかる市長コメント

市職員が引き起こした不適切な事務処理、公金紛失及び虚偽公文書作成等に係る事案につきましては、事実関係を詳細に調べ、本日、関係職員を厳正に処分いたしました。

職員がこのような不祥事を引き起こしましたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に、あらためて心からお詫び申し上げます。

今後は二度とこのような不祥事を起こすことがないよう、職員には服務規律と綱紀粛正を徹底し、再発防止策を着実に実施することにより、市民の皆さまの信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和7年1月31日

氷見市長 菊 地 正 寛